

回覧 令和元年9月1日（三股町）代表 ☎ 52-1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|--------|-------|--|
| ＜募集＞ | 1～3 | ◆町営住宅の入居者を募集します【11月1日入居分】 |
| | 4 | ◆ふるさとまつりに出店しませんか？ |
| | 4 | ◆町成人式の実行委員を募集しています |
| | 5 | ◆手作りした焼きたてのパンを食べてみませんか！
～生涯学習教室「わくわくパン教室」の受講生募集～ |
| | 5 | ◆町在住の昆虫写真家「新開孝さんの昆虫展」を開催します |
| ＜催し＞ | 6 | ◆体力テスト【無料】を実施します。あなたのカラダ年齢を測ってみましょう！ |
| | 6 | ◆9月9日は「救急の日」 |
| ＜お知らせ＞ | 7 | ◆単独浄化槽から公共下水道や農業集落排水・合併処理浄化槽へ切り換えましょう！＜9月10日は、下水道の日＞ |



防災無線の放送内容が☎で確認できます！

三股町放送内容 ☎ 0986-51-1417 ※どちらの番号でも
【確認ダイヤル】 ☎ 0986-51-1418 同じ内容です。

【利用上の注意】

- ◎ 24時間365日利用可能で、放送直後から利用できます。
- ◎ 放送内容を当日のみ確認できます。
- ◎ 同時にたくさんの人が電話をかけると、つながりにくなる場合もあります。(少し時間をおいて、かけなおしてください)

町外にいて放送を聞き逃した

発令された警報を確認したい。

よく聞こえなかったので、もう一度聞きたい。

【問い合わせ】総務課 危機管理係 ☎52-1110(直通)

- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|------------------|-------|--------------------------------------|
| | 8 | ◆県民人権講座を開催します |
| | 9 | ◆マイクロバスの無許可営業にご注意ください |
| ＜保健と福祉＞
(一般) | 9 | ◆ふれあいニューススポーツ大会を開催します |
| ＜保健と福祉＞
(子ども) | 10 | ◆10月1日から「 幼児教育と保育の無償化 」が始まります |
| ＜相談＞ | 11 | ◆「全国一斉！法務局休日相談所」を10月6日（日）に開設します |
| | 11 | ◆「おもちゃ病院三股」を開設します |
| | 11 | ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています |



募 集

◆ 町営住宅の入居者を募集します【11月1日入居分】

町営住宅の一部に空室がありますので、入居者の募集を行います。申込方法、申込資格や選考方法などは、申込書類を配付するときに都市整備課窓口で説明します。

1. 申込資格＝

- ①現在、住宅に困っていることが明らかな人であること。
※原則として、公営住宅に住んでいる人や持ち家がある人は申し込みできません。
- ②現在、同居している、または同居しようとする親族（婚約者を含む）があること。
※婚約中の人は、申込日から3カ月以内に結婚（入籍）することが条件です。
※離婚予定者（別居中・離婚調停中の人）は申し込みできません。
例外として、以下の3項目のいずれかに当てはまる場合は、単身者でも申し込みできます。
 - ・60歳以上の人
 - ・生活保護を受給している人
 - ・身体障害者手帳（1級～4級）の交付を受けている人※**単身者は、中原団地（1DK）、塚原団地（2K）のみ申し込みができます。**
- ③市町村税など、全ての税の滞納がないこと。
- ④世帯の所得月額が15万8,000円以下であること。（公営住宅入居資格収入基準）
※裁量世帯（未就学児がいる世帯など）は、所得月額の上限が21万4,000円以下となる場合もあります。
※基準額は月額です。
- ⑤暴力団の構成員でないこと。
- ⑥入居後、団地で協力し合って生活ができる人。

2. 申込書類の配付期間・場所＝

	申込書類の配付	申込受け付け
期 間	9月13日（金）～10月3日（木） （土曜・日曜・祝日を除く）	10月1日（火）～3日（木）
時 間	午前8時30分～午後5時	
場 所	町役場 都市整備課 建築係（2階 ③番窓口）	

※申込書には添付する書類が多数あります。

3. 抽選会＝

申込書類審査合格者のみ抽選会に参加できます

抽選日時・・・10月21日（月）午後3時～

抽選会場・・・町役場4階 第1会議室

※エレベーターをご利用ください。

※ひとり親世帯や障害者世帯などの優先世帯対象者で、一定の要件を満たす人は当選倍率の優遇があります。

4. 募集团地一覧＝

次のページ以降に掲載しています。

※家賃は申込者の収入などで異なります。

※随時募集実施中

申し込み順に受け付けを行う随時募集も実施しています。また、今回の募集住宅の中で、応募者がいない一部の住宅は、11月1日（金）から随時募集に切り替えます。

※お問い合わせは、

都市整備課 建築係（2階 ③番窓口）

☎：52-9066（直通）にお願いします。



◎ 募集団地一覧表

団地名	構造	建築年度	戸数	間取り	家賃(円)	備考
稗田	鉄筋コンクリート造 3階建て	昭和51	1 〔2階20号〕	3K 〔和室6畳 和室6畳 洋室6畳 K〕	12,600 ~ 18,800	<ul style="list-style-type: none"> ・三股西小校区 ・トイレ(水洗) ・下水道使用料あり ・共益費あり ・シャワーなし ・網戸なし ・エレベーターなし
		昭和52	3 〔2階31号 1階39号 3階45号〕	3DK 〔和室6畳 和室6畳 洋室6畳 DK〕	14,200 ~ 21,200	
山王原	鉄筋コンクリート造 3階建て	昭和54	2 〔2階7号 2階24号〕	3DK 〔和室6畳 和室6畳 洋室6畳 DK〕	14,200 ~ 21,200	<ul style="list-style-type: none"> ・三股小校区 ・トイレ(水洗) ・共益費あり ・シャワーなし ・網戸なし ・エレベーターなし
		昭和55	1 〔1階34号〕	3LDK 〔和室6畳 和室6畳 洋室6畳 LDK〕	15,900 ~ 23,800	
唐橋	鉄筋 コンクリート造 3階建て	昭和53	2 〔3階11号 3階17号〕	3DK 〔和室6畳 和室6畳 洋室6畳 DK〕	14,300 ~ 21,300	<ul style="list-style-type: none"> ・三股西小校区 ・トイレ(水洗) ・共益費あり ・シャワーなし ・網戸なし ・エレベーターなし

団地名	構造	建築年度	戸数	間取り	家賃(円)	備考
塚原	鉄筋コンクリート造 3階建て	平成23	4 〔1階A4号 2階A19号 2階A20号 2階A24号〕	2K 〔和室6畳 洋室約6畳 K〕	15,400 ~ 23,000	<ul style="list-style-type: none"> ・三股小校区 ・トイレ(水洗) ・下水道使用料あり ・共益費あり ・駐車場使用料あり ・エレベーターあり
			1 〔1階A6号〕	3DK 〔和室6畳 洋室6畳 洋室4.5畳 DK〕	20,200 ~ 30,000	
			1 〔3階B67号〕	2K 〔和室6畳 洋室約6畳 K〕	15,500 ~ 23,100	
			1 〔3階B76号〕	3DK 〔和室6畳 洋室6畳 洋室4.5畳 DK〕	20,200 ~ 30,200	
		平成24				

団地名	構造	建築年度	戸数	間取り	家賃(円)	備考
中原	鉄筋コンクリート造 3階建て	平成17	3 〔1階 A7号 3階 A25号 3階 B48号〕	1DK 〔和室6畳 DK〕	15,300 ~ 22,800	<ul style="list-style-type: none"> ・三股西小校区 ・トイレ(水洗) ・下水道使用料あり ・共益費あり ・駐車場使用料あり <p>※3階建て構造(A、B、C棟)は、エレベーターがありますが、2階建て(D、E棟)は、エレベーターがありません。</p>
		平成18	1 〔3階 C79号〕		15,400 ~ 22,900	
	2階建て	平成20	1 〔2階 D95号〕	15,400 ~ 22,900		
	3階建て	平成17	1 〔1階 A8号〕	20,400 ~ 30,300		
	2階建て	平成20	1 〔2階 E110号〕	20,600 ~ 30,700		

団地名	構造	建築年度	戸数	間取り	家賃(円)	備考
中原	鉄筋コンクリート造 2階建て	平成20	2 〔1階 D87号 1階 D90号〕	3LDK 〔和室4.5畳 洋室5畳 洋室6畳 LDK〕	25,900 ~ 38,500	<ul style="list-style-type: none"> ・三股西小校区 ・トイレ(水洗) ・下水道使用料あり ・共益費あり ・駐車場使用料あり ・エレベーターなし <p>※3LDKは、4名以上の世帯のみ申込みできます。</p>
宮村第2	木造平屋建て	昭和63	1 〔8号〕	3DK 〔和室6畳 洋室6畳 洋室6畳 DK〕	14,500 ~ 17,700	<ul style="list-style-type: none"> ・宮村小校区 ・トイレ(水洗) ・シャワーあり
長田	木造平屋建て	昭和61	2 〔1号 9号〕	3DK 〔和室6畳 洋室6畳 洋室6畳 DK〕	12,000 ~ 17,800	<ul style="list-style-type: none"> ・長田小校区 ・トイレ(水洗) ・シャワーあり

◆ ふるさとまつりに出店しませんか？

11月に開催する「三股町ふるさとまつり」の出店業者を募集します。

- 開催日時＝ 11月9日（土）正午～午後8時30分
（搬入：午前7時～11時）※時間厳守
11月10日（日）午前9時～午後5時
（搬入：午前6時20分～8時30分）※時間厳守
（搬出：午後5時～8時）※時間厳守
- 場 所＝ ふるさとまつりメイン会場（町ふれあい中央広場）
※搬入・搬出時間を厳守すること。（時間外は会場内への車の乗入れはできません）
※全体出店者説明会【次のA・Bとも10月24日（木）町役場で開催】に出席すること。
※テントは実行委員会で設営します。
※売台は各自で準備をお願いします。



【A. 民主団体など】

- 出店資格＝ 民主団体、各種団体など
※原則、まつり開催時間中は出店すること。
- 申込期限＝ 9月13日（金）～27日（金）
- 小間料＝ 団体（販売する場合）…1小間につき3,000円
団体（販売しない場合）…無料
- 申込先＝ 民主団体・各種団体は、企画商工課 商工観光係まで
（☎：52-9084）

【B. 出店事業者】

- 出店資格＝ 町内に事業所がある、または町内在住の事業者であること。
※事業者でない人や名義貸しによる出店はできません。違反が判明した場合は、次回からの出店をお断りします。
※まつり時間中は全て営業できること。
※火気を使用する出店業者は、消火器の設置ができること。
- 申込期間＝ ○町内事業者…9月24日（火）～10月4日（金）
※受付終了後（10月中旬）に出店場所・遵守事項に関する説明会を開催します。（商工会から連絡します）
○町外事業者…10月8日（火）～15日（火）
※町内事業者で出店場所が埋まらない場合に町外事業者を受け付けます。
※8日以降の受け付けは、町内・町外ともに先着順です。
- 小間料＝ テント付…1小間 6,000円
※申込最大小間数…原則、町内事業者4小間（町外2小間）
- 申込先＝ 出店事業者は、町商工会まで（☎：52-2226）

※お問い合わせは、企画商工課 商工観光係（3階 ②番窓口）

☎：52-9084をお願いします。

◆ 町成人式の実行委員を募集しています

町では、令和2年1月5日（日）実施予定の成人式の企画・運営を行う実行委員を募集しています。自分たちの手で心に残る成人式をつくってみませんか。

やる気のある皆さんの応募をお待ちしています。

【令和2年 町成人式実行委員募集内容】

- 募集人数＝ 10人程度
- 年 齢＝ 令和2年4月1日までに20歳になる人と19歳になる人
- 内 容＝ ①10月から夜に数回集まり、成人式の企画・運営などを話し合います（会議の日は実行委員の都合を考慮して決定します）
②参加者の中心となって、当日の式典運営を行います
- 募集締切＝ 9月6日（金）



※お申し込み・お問い合わせは、

教育委員会 教育課 生涯学習係（町中央公民館内）

☎：52-9311（直通）をお願いします。

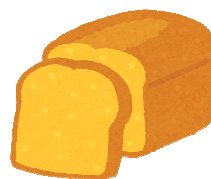
◆手作りした焼きたてのパンを食べてみませんか！
～生涯学習教室「わくわくパン教室」の受講生募集～

町教育委員会では生涯学習教室「わくわくパン教室」を開催します。
昔ながらのパンを安心安全な材料で作ります。オーブンではなく、お鍋やフライパンを使って、「こんなに簡単にできるの!？」と思うくらい、誰でも簡単にパンを作ることができます。親子での参加も大歓迎です。自分で作った焼きたてのパンを食べてみませんか！参加を希望する人は、お申し込みください。

■講師 = 尾方 美由紀 先生

■開催日時 = 10月～3月（毎月第1日曜：午前10時～正午）【全6回】
ただし、1月のみ12日（日）となります。

■受講料 = 1,500円
別途、材料代500円が各回必要です。



■開催場所 = 町中央公民館 調理室

■募集人数 = 15人 ※申込人数が多数の場合は、抽選となります。

■申込期限 = 9月25日（水）

■申込方法 =

町中央公民館内の教育課・町役場総合案内窓口にて備え付けの申込用紙に必要事項を記入して、教育課生涯学習係（中央公民館内）に直接提出してください。

※お申し込み・お問い合わせは、

町教育委員会 教育課 生涯学習係

（受付時間 平日の午前8時30分～午後5時）

☎：52-9311 ファクス52-9724 にお申し込みください。

催し

◆町在住の昆虫写真家「新開孝さんの昆虫展」を開催します

三股町在住の昆虫写真家である「新開孝さんの昆虫展」のお知らせです。
11回目となる今年は、講演会終了後に「エコフィールドみまた」へ移動して、虫の生態を観察します。
四季の自然と共に力強く生きる小さな世界をのぞいてみませんか？
ぜひ、虫たちに会いに来てください。

■写真展

内 容	町内外で撮影された昆虫などの写真	
会 場	日 時	9月17日（火）～9月27日（金） 午前9時30分～午後6時 （土・日は午前9時～午後5時）
	場 所	みまたん駅内多目的ホール「M★ういんぐ」
入 場 料	無 料	

■講演会 & 自然観察会

内 容	「昆虫観察の楽しみ方」 講師：昆虫写真家 新開孝さん ※講演会終了後、「エコフィールドみまた環境学習公園」で自然観察会もあります。
日 時	9月28日（土）午前10時00分から正午まで
場 所	町情報交流センター「あつまい」
入 場 料	無 料

※写真の展示期間や講演会の日程などは、変更することがあります。
また、自然観察会は天候の状況により中止することもあります。
あらかじめご了承ください。

※お問い合わせは、

町企画商工課 企画政策係（3階 ②番窓口）

☎：52-1114（直通）にお申し込みください。



◆ **体力テスト【無料】を実施します。あなたのカラダ年齢を測ってみましょう！**

毎年好評の体力テストを実施します。このテストは、国の基準に基づき、自分の体力年齢を計ることができます。

この機会に自分の体力を数字でチェックしてみて、今後の健康・体力づくりの参考にしてみたいはいかがでしょうか。

- 体力テスト終了後にニュースポーツ交流会を開催します。
体育の日に楽しく汗を流しませんか。



■日 時＝ 10月14日（月曜・祝日）体育の日
受付時間 午前9時00分～
体力テスト 午前9時30分～10時30分
ニュースポーツ交流会 午前10時30分～12時

■場 所＝ 町西部地区体育館

■体力テスト内容＝ 握力・上体起こし・長座体前屈・反復横跳び
急歩・立ち幅跳び・20mシャトルラン など

■募集人員＝ 70人（定員になり次第締め切ります）
※20歳以上の人を対象とします。

■申込期限＝ 10月 1日（火）



※お申し込み・お問い合わせは、
町教育委員会 教育課 スポーツ振興係（町中央公民館内）
☎：52-9312 ファクス 52-9724
をお願いします。

お知らせ

◆ **9月9日は「救急の日」**
救急車の適正利用について、今一度考えてみましょう！

平成30年中の都城市消防局管内の救急出動件数は8,383件、1日あたり約23回出動しています。また、搬送人員は7,747（うち三股町772）人であり、町民の約32人に1人が、搬送された計算となります。救急車は24時間いつでも出動できるよう準備していますが、同時に出動できる台数や救急隊員の数には限りがあります。

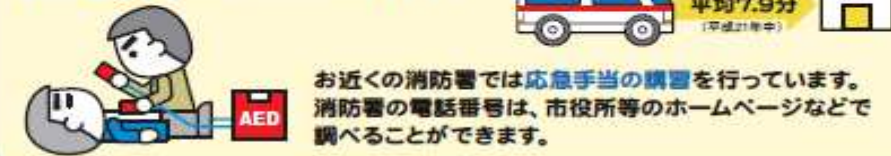
緊急性のないときに救急車を要請すると、本当に救急車が必要な傷病者への対応が遅れる恐れがあります。救える命を救うためにも、救急車の適正利用にご理解、ご協力をお願いします。

緊急性が高く救急車が必要な場合には、ためらうことなく救急車を呼んでください。

救急通報のポイント

救急車を呼ぶときの番号は「119番」です。

救える命を救うためには、**応急手当**が重要です。
応急手当が必要な場合は、消防本部から電話で指示されます。
救急車が到着するまではどうしても時間がかかります。
いざというときに、大切な方を救うためにも、**正しい応急手当**を身につけておきましょう。



応急手当をしている人以外にも
人手がある場合は、
救急車の来そうなところまで案内に出ると
到着が早くなります。



救急車を呼んだら、こんな物を用意しておくくと便利です。



救急車が来たら、こんなことを伝えて下さい。

・事故や具合が悪くなった状況
・救急隊が到着するまでの変化
・行った応急手当の内容
・具合の悪い方の情報
(持病、かかりつけの病院やクリニック、
普段飲んでいる薬、医師の指示等)



*持病、かかりつけの病院
やクリニックなどは、
日頃からメモにまとめて
おくくと便利です。

◎こうしたケースで救急車が呼ばれました
～本当に必要か考えてみましょう～

- ・蚊に刺されてかゆい
- ・今日入院予定日だから、病院に行きたい
- ・病院で長く待つのが面倒なので、救急車を呼んだ
- ・病院でもらった薬がなくなった



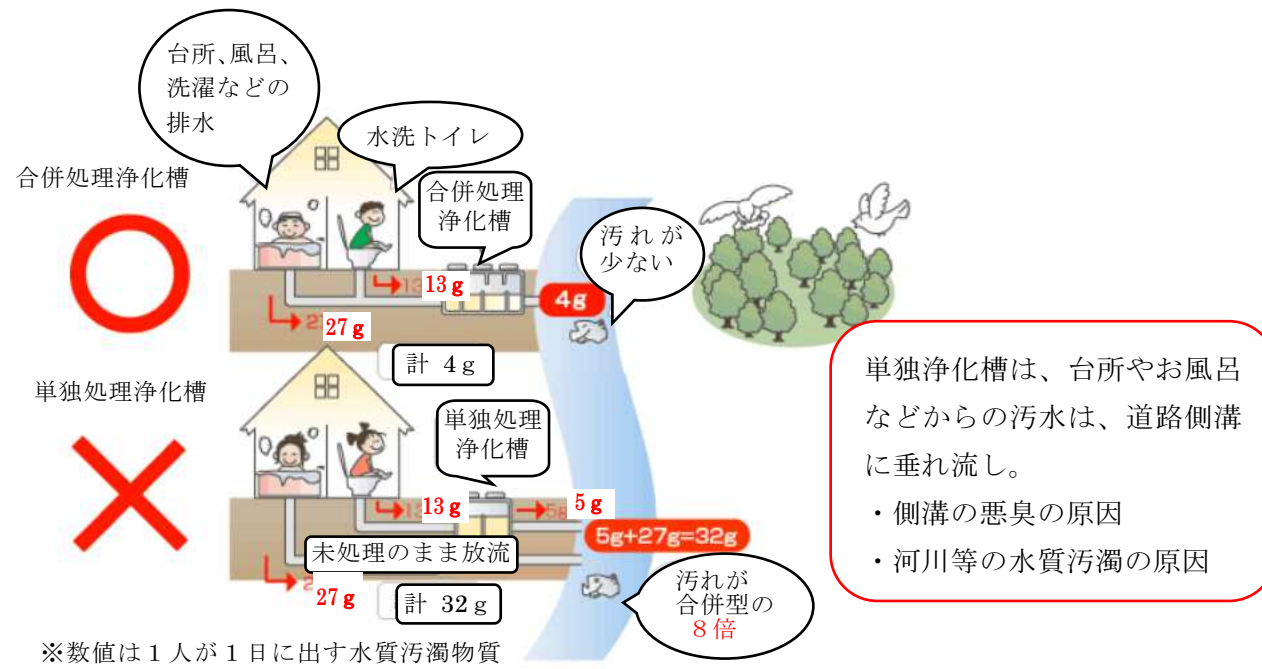
<引用元：消防庁
ホームページ>

※お問い合わせは、
健康推進係 町健康管理センター ☎：52-8481 をお願いします。

◆単独浄化槽から公共下水道や農業集落排水・合併処理浄化槽へ切り換えましょう！＜9月10日は、下水道の日＞

公共水域保全のために、単独浄化槽から公共下水道や合併処理浄化槽などへの切替えをお願いします。

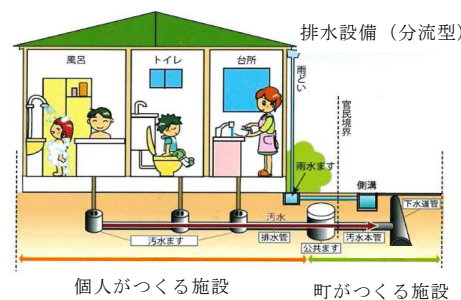
単独浄化槽は、台所やお風呂などからの汚水を未処理のまま放流するばかりでなく、し尿による汚濁負荷も大きいので、くみ取りトイレよりも河川などの水質汚濁の原因となっています。また、近隣の排水路の悪臭（どぶ臭）の原因となり、生活環境の悪化を招くことになります。より良い生活環境を保つためにも、単独浄化槽からの切り替えをお願いします。



環境省浄化槽サイトを加工作成

公共下水道に接続すると、家庭からの排水は、道路に埋められている下水道管を通り、下水処理場へ送られ、きれいな水にしてから沖水川に放流しています。

ご家庭周りの道路側溝には、悪臭の原因となる汚水は流れません。雨水のみ流れることとなります。



- ◎ 公共下水道へ接続する場合は、受益者負担金（一般家庭標準 62,000 円）が必要ですが、浄化槽やくみ取りトイレから早期（供用開始から3年以内）に接続する場合は、免除制度があります。下水道への切替え工事は、町の指定工事店へご依頼ください。

また、下水道係では、下水道に関する相談を随時受付しています。下水道に接続した場合の使用料や受益者負担金制度・指定工事店が分からないなどありましたら、お気軽にお問い合わせください。

※下水道の使用料はどのくらい？

*下水道使用料の基本料金及び単価は次の表の通りです。（2ヵ月当り：税抜）

基本料金	汚水量（水道使用量）	使用量 1 m ³ の金額
2,000 円	17 m ³ 未満	50 円
	17 m ³ 以上 ～ 41 m ³ 未満	140 円
	41 m ³ 以上 ～ 101 m ³ 未満	180 円

*主な使用水量における下水道使用料（2ヵ月当り：税抜）は次の通りです。

使用水量	下水道使用料	使用水量	下水道使用料
20 m ³	3,360 円	50 m ³	7,960 円
30 m ³	4,760 円	60 m ³	9,760 円
40 m ³	6,160 円	70 m ³	11,560 円

*節水で下水道使用料削減

下水道や農業集落排水の使用料は、上水道の使用水量で計算しますので、節水し使用水量が少なければ、使用料も安くなります。

※どのくらいの人が下水道につないでいるの？

令和元年6月末の供用区域全体の接続率は 59.4%で、接続率の高い地区は今市地区（73.8%）・中原地区（73.0%）でした。

なお、公共下水道が利用できる地区は、上新馬場・下新馬場・今市・中原・花見原の全区域と山王原・仲町・上米・東原・稗田・東植木・西植木の一部の区域です。

また、梶山地区や寺柱・小鷲地区は、農業集落排水が整備されています。

- ◎ 公共下水道や農業集落排水が整備されていない区域の人は、合併処理浄化槽への切り替えをお願いします。単独浄化槽やくみ取りトイレから合併処理浄化槽へ切り替える場合は、補助制度があります。

浄化槽設置者（単独浄化槽を含む）は、定期的な保守点検と清掃（年1回）・法定検査（年1回）が法律で義務付けられています。適正な維持管理をしましょう。

・補助対象地域：公共下水道区域（事業計画区域を含む）・農業集落排水事業区域を除く町内全域。

・補助金額：

人槽区分	浄化槽補助金額
5人槽	33万2000円
6～7人槽	41万4000円
8～10人槽	54万8000円
11～20人槽	54万8000円

*左の表以外に、単独浄化槽を撤去し、合併処理浄化槽を設置する場合は、撤去費補助（上限9万円）があります。

※詳しくは、次へお問い合わせください。

下水道や農集に関すること・・・環境水道課 下水道係（2階 ④番窓口）☎：52-9083（直通）
合併処理浄化槽に関すること・・・環境水道課 環境保全係（2階 ④番窓口）☎：52-9082（直通）
をお願いします。

◆県民人権講座を開催します

家庭や地域で、人権が尊重される社会づくりのサポーターとなっただくために「県民人権講座」を開催します。さまざまな人権問題について、第一線で活躍されている方々の講演です。どなたでも参加できます。ぜひ、お申し込みください。

○9月12日(木) 午後1時30分～4時

- 演題 = 「車椅子とともに～共に歩んでいける社会を目指して～」
- 講師 = 車いすシンガーソングライター 真北 聖子 さん
- 内容 = 健康な生活から、突然の車いすの生活に。辛い時期に自分を否定することもあったが、家族など周囲の支えにより現在は障害と向き合い前向きに生きる真北さんが「共に歩んでいける社会づくり」についてお話しします。

○10月3日(木) 午後1時30分～4時

- 演題 = 「部落問題と向き合う私たち～結婚差別を乗り越えて～」
- 講師 = 石井 眞澄 さん、石井 千晶 さん
- 内容 = 石屋を営む石井さん夫婦の体験談「差別から学んだ幸せ」について。部落差別と向き合い、結婚差別を乗り越えたお二人が、人の気持ちを尊重し学び続けることの大切さについてもお話しします。

○11月1日(金) 午後1時30分～4時

- 演題 = 「おとなの知らない子どもの世界
～ネット・いじめ・友達関係に悩む子どもたち～」
- 講師 = 作家/ジャーナリスト 石川 結貴 さん
- 内容 = インターネットでの誹謗中傷や、SNSでのいじめやグループ内での仲間はずれなど、詳しい実態と最新の状況をもとにお話しいただきます。



○12月6日(金) 午後1時30分～4時

- 演題 = 「絆の再編～ソーシャルワークの視点から～」
- 講師 = 南九州大学人間発達学部子ども教育学科 教授 若宮 邦彦 さん
- 内容 = 医療ソーシャルワーカーなどの経験をもとに「福祉とは何か？」を分かりやすくユーモアを交えて説明いただきます。そこから、今の時代の「子どもの貧困」や「絆の再生」についてお話しいただきます。

○1月21日(火) 午後1時30分～4時

- 演題 = 「LGBTをもっと身近に」
- 講師 = NPO法人カラフルチェンジラボ 代表理事 三浦 暢久 さん
- 内容 = 「LGBTをもっと身近に」をテーマに、セクシュアリティに関係なく、誰もが偏見のない世の中で幸せに暮らせる社会を目指すことの重要性を自身の体験談を交えながらお話しいただきます。

【会場】 宮崎市民プラザ 4F ギャラリー
〒880-0001 宮崎市橋通西1丁目1番2号
☎：0985-24-1008

【対象者】 県民全般（人権について関心のある人）

【受講人員】 各回100人程度

【参加費】 無料 ※交通費は受講者負担

【受講の申込】

- ① 申込先 = 県総合政策部人権同和対策課 研修担当
〒880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号
☎：0985-32-4469
ファックス： 0985-32-4454
代表メール： jinkendowataisaku@pref.miyazaki.lg.jp

- ② 申込方法 = 参加申込書を郵送、ファックス、または電子メールで提出してください。申し込みは先着順に受け付け、定員を超えた場合は断る場合があります。締切日は、各回の1週間程度前までとします。参加申込書は町役場案内受付に置いてあります。メールで申し込む場合は、参加申込書の内容を書いて送ってください。

※お問い合わせは、町役場 総務課 行政係（2階 ②番窓口）
☎：52-1112（直通）にお願いします。

◆マイクロバスの無許可営業にご注意ください

マイクロバスは、グループ旅行などの移動に広く利用されていますが、マイクロバスのサービスの中には、道路運送法に違反しているものもみられます。例えば、旅客自動車運送事業許可を得ずに運送行為を行うことや、レンタカー事業者がマイクロバスと運転手を一体的に提供するといったサービスは違法で、いわゆる「白バス行為」にあたります。

利用者が、こうしたサービスを利用して事故にあったり、けがをしたりした場合、適切な損害賠償を受けられず、治療費などの損害額を利用者自身が全額負担しなければならないケースもあります。

- ・運転手付きマイクロバスの手配は、「緑ナンバー」の国土交通大臣の許可を受けたバス会社を利用しましょう。
- ・運転手付きの「白ナンバー」のマイクロバスは違法なサービスです。利用しないよう十分注意してください



※お問い合わせは、

九州運輸局宮崎運輸支局 ☎：0985-51-9352

（音声ガイダンスに従って「2」を押してください。）

をお願いします。

◆ふれあいニュースポーツ大会を開催します

都城北諸地域精神保健福祉協議会では、精神障がい者に対する理解を深め、社会参加と自立を支援するため、さまざまな活動を行っています。

今回、精神障がい者と地域住民の交流を目的に「ふれあいニュースポーツ大会」を開催します。

年齢や体力に関係なく、一緒にニュースポーツを楽しみませんか。

■日 時＝ 10月2日（水）
受付 午後1時～
大会 午後1時30分～3時30分

■場 所＝ 都城市勤労身体障害者教養文化体育館
（サン・アビリティーズ都城）
〒885-0094 都城市都原町3369番地

■対 象 者＝ 三股町・都城市在住の精神障がい者、地域住民
※小学生以下の参加は、保護者同伴となります。

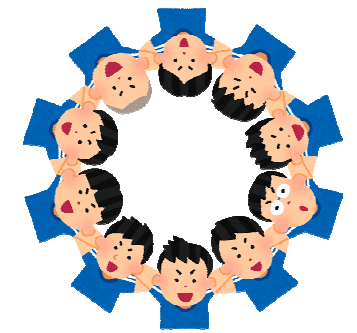
■定 員＝ 約100人

■費 用＝ 無 料

■内 容＝ ニュースポーツ（卓球バレーなど）・抽選会

■持ってくるもの＝ 飲み物・タオル・体育館シューズ

■申込締切＝ 9月18日（水）



※お申し込み、お問い合わせは、

都城保健所 ☎：23-4504 をお願いします。

◆ 10月1日から「**幼児教育と保育の無償化**」が始まります

幼児教育の重要性や、子育ての経済負担を減らし、少子化対策を進めるため、幼児教育・保育の無償化が実施されます。



■ 幼稚園、保育園、認定こども園

- ・幼稚園や認定こども園（1号認定）の利用者は、満3歳になった翌月から保育料が無償化されます。
- ・保育園や認定こども園（2号認定）の利用者は、4月1日時点で満3歳を迎えている3歳児クラスから5歳児クラスまで保育料が無償化されます。
- ・住民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスまでの利用者は、保育料が無償化されます。

幼児教育・保育の無償化の対象と範囲

施設・事業	年齢・クラス	対象	保育料
幼稚園 認定こども園 (1号認定)	満3歳から5歳児	全ての世帯	全額
保育園 認定こども園 (2・3号認定)	0歳児から2歳児	住民税非課税世帯	全額
	3歳児から5歳児	全ての世帯	全額

■ 副食費

副食費（おかず代やおやつ代等）は、これまでどおり保護者負担となります。

副食費の免除対象

世帯収入	第1子	第2子	第3子以降
年収360万円未満相当	副食費免除	副食費免除	副食費免除
年収360万円以上相当	副食費保護者負担		副食費免除



■ 幼稚園、認定こども園（1号認定）の預かり保育

幼稚園や認定こども園（1号認定）において、「保育の必要性の認定」を受けた、4月1日時点で3歳の誕生日を迎えているこどもは、月の利用日数に応じて月額上限11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。また、住民税非課税世帯でかつ、「保育の必要性の認定」を受けた、満3歳になったこどもは、月額上限16,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

幼稚園・認定こども園などの預かり保育の無償化の対象と範囲（※申請の手続きが必要です。）

年齢・クラス	対象	月額上限
3歳児から5歳児	「 保育の必要性の認定 」を受けた世帯	11,300円
満3歳	「 保育の必要性の認定 」を受けた 住民税非課税世帯	16,300円

■ 認可外保育施設等

「保育の必要性の認定」を受けた、4月1日時点で3歳の誕生日を迎えているこどもは、月の利用日数に応じて月額上限37,000円まで、住民税非課税世帯でかつ、「保育の必要性の認定」を受けた、0歳児から2歳児クラスのこどもは、月額上限42,000円までの範囲で利用料が無償化されます。

※認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設や認可外の事業所内保育施設で、市町村に届出を行って、国の基準を遵守し、市町村から確認を受けた施設が無償化の対象となります。

認可外保育施設等の無償化の対象と範囲（※申請の手続きが必要です。）

年齢・クラス	対象	月額上限
3歳児から5歳児	「 保育の必要性の認定 」を受けた世帯	37,000円
0歳児から2歳児	「 保育の必要性の認定 」を受けた 住民税非課税世帯	42,000円

■ 就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたち

※3歳児クラスから3年間無償化の対象となります。無償化の対象となるには、特に**手続きは必要ありません**。



※お問い合わせは、福祉課 児童福祉係（1階 ⑥番窓口）
☎：52-9060（直通）をお願いします。

相 談

◆「全国一斉！法務局休日相談所」を10月6日（日）に開設します

宮崎地方法務局では、「全国一斉！法務局休日相談所」を開設します。相談は無料です。秘密は固く守られますので、気軽にご相談ください。

期 日	10月6日(日)
時 間	午前10時～午後4時 ※要予約
場 所	宮交シティ ^{あじさい} 紫陽花ホール（宮崎市大淀4丁目6番28号） ※宮交シティへの直接のお問い合わせはご遠慮願います。
相談内容	登記(売買・相続など)、遺言、成年後見、境界問題、戸籍、近隣間のトラブル、人権問題など
相談員	法務局職員、公証人、司法書士、土地家屋調査士、人権擁護委員

※事前の予約が必要です。

■予約期間 = 令和元年9月2日（月）から10月4日（金）まで
午前9時～午後5時(土曜、日曜・祝日を除く)



※予約・お問い合わせは、宮崎地方法務局都城支局総務課
☎：0985-22-5125 にお願います。

◆「おもちゃ病院三股」を開設します

期 日	9月21日（土）毎月第3土曜日
時 間	・開 院 午後1時～5時ごろ ※受け付けは午後3時までをお願いします。
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
注意事項	・おもちゃ病院三股は、おもちゃを無償で修理します（一部、材料費などが掛かることがあります）。ただし、破損がひどい物、欠品がある物は、修理できない場合があります。現物を見て判断しますので、ご了承ください。 ・コンセントにつないで作動させる電化製品・コンピューター製品、人を傷つける恐れがある物、水に浮く物（浮輪・ボートなど）は修理対象外です。

※お問い合わせは、

代表：横山健一 ☎：51-0241 または、
増田親忠 携帯：090-1926-8783 にお願います。



◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のあらゆる問題について、相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

○相談日：	毎週月曜日・水曜日・金曜日
○時 間：	午前9時～午後5時
○場 所：	町総合福祉センター「元気の杜」

※お問い合わせは、町社会福祉協議会

☎：52-1246 にお願います。

